

# 総合評価方式(設計業務)における配置予定技術者の 手持ち業務件数の見直しについて【令和8年6月より適用】

令和8年3月25日

総合評価方式(設計業務)における技術者要件の評価項目「手持ち業務件数」について、下記のとおり改定します。

## 1 改定内容

### ①設計業務(難度)

現行

大項目		中項目	小項目	評価基準	配点	評価内容等
技術者要件	管理技術者	手持ち業務件数	管理技術者の手持ち業務件数	0件	10	配置予定の管理技術者が、指名通知日において、管理(主任)技術者又は担当技術者として従事している契約中の手持ち業務件数により評価します。 ・手持ち業務件数とは、国、地方公共団体又はその他政令等で定める法人が発注した測量・設計(金額を問わずすべて)の業務委託で、管理(主任)技術者又は担当技術者として契約を行っている件数とします。ただし、単価契約による業務については、件数に含みません。
				1件～3件	7	
				4件～9件	4	
				10件以上	0	

※担当技術者①、②も同様



改定

大項目		中項目	小項目	評価基準	配点	評価内容等
技術者要件	管理技術者	手持ち業務件数	管理技術者の手持ち業務件数	0件～2件	5	配置予定の管理技術者が、指名通知日において、管理(主任)技術者又は担当技術者として従事している契約中の手持ち業務件数により評価します。 ・手持ち業務件数とは、国、地方公共団体又はその他政令等で定める法人が発注した測量・設計(金額を問わずすべて)の業務委託で、管理(主任)技術者又は担当技術者として契約を行っている件数とします。ただし、単価契約、 <b>三重県との災害協定に基づく対応業務</b> については、件数に含みません。
				3件～5件	4	
				6件～7件	3	
				8件～9件	2	
				10件以上	0	

※担当技術者①、②については、項目を廃止する。

### ②設計業務(高度・標準)

現行

大項目		中項目	小項目	評価基準	配点	評価内容等
技術者要件	管理技術者	手持ち業務件数	管理技術者の三重県発注業務委託の手持ち業務件数	0件	20	配置予定の管理技術者が、指名通知日において、管理(主任)技術者として従事している契約中の手持ち業務件数により評価します。 ・手持ち業務件数とは、三重県が発注した測量・設計(金額を問わずすべて)の業務委託で、管理(主任)技術者として契約を行っている件数とします。ただし、単価契約による業務については、件数に含みません。
				1件	15	
				2件	10	
				3件	5	
				4件以上	0	



改定

大項目		中項目	小項目	評価基準	配点	評価内容等
技術者要件	管理技術者	手持ち業務件数	管理技術者の三重県発注業務委託の手持ち業務件数	0件	20	配置予定の管理技術者が、指名通知日において、管理(主任)技術者として従事している契約中の手持ち業務件数により評価します。 ・手持ち業務件数とは、三重県が発注した測量・設計(金額を問わずすべて)の業務委託で、管理(主任)技術者として契約を行っている件数とします。ただし、単価契約による業務、 <b>災害協定に基づく対応業務</b> については、件数に含みません。
				1件	15	
				2件	10	
				3件	5	
				4件以上	0	

## 2 適用時期

令和8年6月1日以降指名通知にかかるものから適用します。

【総合評価方式に関する問合せ先】

三重県県土整備部公共事業運営課 総合評価班

TEL:059-224-2696